



平成23年10月1日から

ゴミの出し方が変わります！！

○大きく分けて次のように変更になります。

1. もやせるごみは、宜野座村指定のごみ袋へ

- 指定ごみ袋は10枚
- | | |
|--------------|--------------------|
| 特大(90L):600円 | } 各サイズ10枚入りで販売します。 |
| 大(45L):300円 | |
| 中(30L):200円 | |

- 指定ごみ袋は、村内の小売店、各区事務所で販売します。
- 指定ごみ袋を使用していない場合には、回収できません。

※ ごみ袋を販売し得た収益は、金武地区清掃センターの一般廃棄物(もやせるごみ等)の処理費に使われます。

Q. ごみ袋の使用を減らすには？

これまで、もやせるごみとして出していた、紙ごみ・お菓子の箱・ティッシュの箱等のごみを資源ごみへ分別するようにしましょう。分別を行うことで、もやせるごみを減らしごみ袋の使用量を減らすことができます！！

2. 粗大ごみの搬入

- 粗大ごみの処分は福山粗大ごみ置き場へ自己搬入になります。搬入の際は、村民である事を確認できる証明書(免許証等)を持参してください。
- 搬入できない品目は従来どおりです。

3. 事業所等のごみ

- 事業所から出るごみは、村塵芥車では回収を行いません。
- 各事業所で村内の一般廃棄物処理業者に委託するか、各事業所で清掃センターへ搬入してください。その場合も、もやせるごみは、指定ごみ袋に入れて搬入してください。

4. 個人でごみを搬入する場合

- 個人でもやせるごみを清掃センターへ搬入する場合には、村指定のごみ袋を使用し搬入許可証(消防衛生課にて発行)を持って搬入してください。

5. 自宅等の清掃時の草木の搬入について

- 村指定のごみ袋に入れて、各地域のごみ収集日に出してください。
※木の枝は1メートル以内の大きさに切って、ひもで束ねて指定ごみ袋に入れて出してください。
- 村指定のごみ袋に入れることができない場合は、福山粗大ごみ置き場へ自己搬入してください。
※草木以外のごみが混入している場合は、搬入をお断りします。

今、なぜ指定ごみ袋なのか！

村では皆さんからお預かりしている「税金」の有効的な運用のため、今回ごみ処理について変更いたします。その訳は以下のとおりです。

1. ごみ処理に係る費用が年々増えています。
「金武地区清掃センター」の経費が次のとおり増えています。

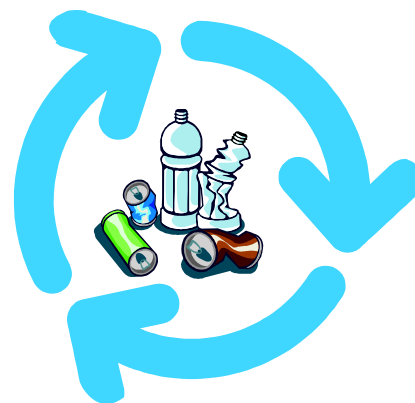
	センター全体の経費	うち電気代等の需用費
平成12年度	53,829,032円	10,689,305円
平成21年度	101,649,027円	25,610,185円
対12年度比較	約189%	約239%

2. ごみ処理量も増えています。

	ごみ処理量
平成12年度	4,815 トン
平成21年度	5,799 トン
対12年度比較	約120%

3. 村の負担金も増えています。

	負担金額
平成12年度	21,628,000円
平成21年度	50,025,000円
対12年度比較	約231%



4. 村民一人あたりの負担金額

	年度末人口	一人あたりの金額
平成12年度	5,035人	約4,296円
平成21年度	5,502人	約9,092円
対12年度比較	467人増・約109%	4,796円増・約212%

5. これまでの経緯

村のもえるごみ処理は、城原区の「金武地区清掃センター」において処理されています。また、城原区では、区内を通行するごみ運搬車によるごみの落下や車輛事故の危険等、大変ご苦労をかけて参りました。今後ともごみ処理を円滑に進めるため、城原区からの要望として

- ① 資源ごみの分別強化によるもえるごみの減量化
 - ② 清掃センターへの区内道路の使用を控え、迂回路として金武町中川の産業道路の利用促進
 - ③ 運搬時のごみ落下防止の強化
- 等が要望されています。村民の皆さん、ごみ処理の円滑な運営のため、村民一人一人のご協力をお願いします。